

## 社会福祉法人黎明の郷 評議員及び役員等の報酬等の支給基準

(平成28年12月14日評議員会承認)

社会福祉法人黎明の郷の評議員並びに理事長、理事、監事及び評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)に対する報酬及び費用弁償の支給基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員及び役員等には、報酬を支給しない。
- (2) 評議員及び役員等には、それぞれの職務の内容に応じ、次の表のとおり費用弁償を支給する。ただし、評議員及び役員等が公務員の場合は支給しない。

費用弁償の支給基準表

| 法人の役職名 |                       | 職務の内容                          | 費用弁償<br>の額      | 備 考                         |
|--------|-----------------------|--------------------------------|-----------------|-----------------------------|
| 評議員    |                       | 評議員として、評議員会又は理事会等の会議に出席する場合    | 1回につき<br>2,000円 |                             |
| 役員等    | 理事長                   | 理事長として、理事会又は評議員会等の会議に出席する場合    | 1回につき<br>2,000円 |                             |
|        |                       | 理事長として、事業所等で文書<br>決裁等の執務を行う場合  | 1回につき<br>1,000円 |                             |
|        | 理 事                   | 理事として、理事会又は評議員<br>会等の会議に出席する場合 | 1回につき<br>2,000円 | 当該法人の施設長が理事<br>となる場合は支給しない。 |
|        | 監 事                   | 監事として、理事会又は評議員<br>会等の会議に出席する場合 | 1回につき<br>2,000円 |                             |
|        | 評議員選任<br>・解任委員会<br>委員 | 評議員選任・解任委員会に出<br>席する場合         | 1回につき<br>2,000円 | 当該法人の職員が委員と<br>なる場合は支給しない。  |